

野田市公告第 1 3 8 号

野田都市計画地区計画（中里地区）の決定の原案の縦覧

野田市地区計画等の案の作成手続に関する条例（平成 2 年野田市条例第 2 1 号）第 2 条の規定により、野田都市計画地区計画の決定の原案を次のとおり縦覧に供する。

令和 6 年 5 月 1 4 日

野田市長 鈴 木 有

- 1 都市計画の種類
都市計画地区計画（中里地区）
- 2 都市計画を定める名称
中里地区地区計画
- 3 都市計画を定める位置
野田市中里字水久保及び字管絃塚並びに吉春字木戸口並びに船形字猪穴並びに谷津字道北の各一部の区域
- 4 縦覧場所
野田市建設局都市部都市計画課
- 5 縦覧期間
令和 6 年 5 月 1 5 日（水）から令和 6 年 5 月 2 9 日（水）まで
（土曜日及び日曜日は除く。）
- 6 意見書の提出期間
令和 6 年 5 月 1 5 日（水）から令和 6 年 6 月 5 日（水）まで
（土曜日及び日曜日は除く。）
- 7 意見書を提出しようとする方は、住所、氏名、電話番号、意見を記載（様式は任意）して、郵送又は持参により提出してください。
ただし、意見書を提出できる方は、区域内の土地所有者か、地上権などを有する利害関係のある方です。

宛先 〒278-8550 野田市鶴奉 7 番地の 1 野田市役所都市計画課